

議案第 9 2 号

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、議会の議員の期末手当に関して、国家公務員の指定職に準じた給与改定を実施することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部を改正する条例

第1条 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年大口村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「期末手当基礎額に、」の次に「6月に支給する場合においては」を、「100分の167.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の172.5」を加える。

第2条 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定により支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

第1条関係

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

第2条関係

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>